

補助金チェックシート 市民生活部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		R3年度要求額(千円)
									H30	R1	R2	説明		
1	生活環境課	地区コミュニティ運営補助金	コミュニティ	イ 市民等が主体的に自主的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	地域住民がコミュニティを通じ、心ふれあうまちづくりの推進を図るため自主的に組織された地区コミュニティの運営に対し、その費用の一部を助成することにより地域の活性化を図る。	要綱に定める経費に対し助成するもので均等割、人口割、世帯割等により積算する。	35,497	35,786	40,871	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	41,590
2	生活環境課	コミュニティまちづくり補助金	まちづくり計画策定済のコミュニティ	イ 市民等が主体的に自主的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H21	地域の特色を活かしたコミュニティによるまちづくりを推進するため、地区コミュニティが自主的に策定したまちづくりに関する計画に基づいて実施する事業に対して、予算の範囲内で経費の一部を補助することにより、コミュニティの活性化を図る。	コミュニティで策定されたまちづくり計画に掲げる事業に係る経費への補助で、限度額は年度内30万円を基本とする。また、自治会活動促進に係る事業については別途限度額20万円を補助する。	6,552	6,368	1,121	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	2,400
3	生活環境課	自治会集会場建設補助金	市に届出された自治会	イ 市民等が主体的に自主的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	自治会の活動を促進し、その健全な発展を図るため活動拠点施設の整備を行う。	補助額は、集会場の新・増・改築等の経費の100分の30以内の額。事業経費が30万円未満は対象外。	6,477	5,129	8,210	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	5,806
4	生活環境課	自治会法人化補助金	市に届出された自治会	イ 市民等が主体的に自主的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H21	自治会の法人化を促進することを目的とするもの。	法人化した自治会が不動産の登記をする経費(10万円以上)に対し100分の30以内の額を補助。限度額は5万円。	0	0	0	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	200
5	生活環境課	自治会育成補助金	市に届出された自治会	イ 市民等が主体的に自主的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	自治会の活動を促進し、その健全な発展を図るため、要綱を定め予算の範囲内で補助金を交付する。	自治会からの申請に基づき、毎年4月1日現在の加入状況により1世帯当たりの単価による額を積算し、地区連合自治会より地区の各自治会に交付している。	7,149	7,098	7,038	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	7,140
6	生活環境課						自治会の設立を促進することを目的とするもの。	自治会設立のとき1回に限り会員数に応じて交付するもの。	20	20	50			50
7	生活環境課	自治会活動応援補助金	市に届出された自治会	イ 市民等が主体的に自主的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	R1	自治会の活動を促進し、その健全な発展を図るため、要綱を定め予算の範囲内で補助金を交付する。	要綱に定める経費に対し助成するもので、限度額は3万円。	-	100	30	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	300
8	生活環境課	自治総合センターコミュニティ助成事業補助金	コミュニティ	イ 市民等が主体的に自主的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	(財)自治総合センターの宝くじ普及広報事業費として受け入れる受託事業収入を財源として実施するもので、コミュニティ活動に助成を行うことにより、コミュニティの健全な発展を図るとともに宝くじの普及広報事業を行う。	地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備の整備に要する経費に対し、1件につき100万円から250万円を交付するもの。	4,000	2,300	5,000	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	4,900

補助金チェックシート 市民生活部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目	R3年度要求額(千円)	
									H30	R1	R2			
9	生活環境課	塩飽本島マイペースマラソン事業補助金	本島校区連合自治会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	毎回、島内外から多くの参加があり、その8割が市外からの参加者である本大会の開催を支援し、観光客リピーターの増加を図ると同時に島民が一丸となって事業に取り組むことにより地域活性化を図る。	塩飽本島マイペースマラソン事業補助のため、30万円を上限として補助する。大会では連合自治会等が主体となり実行委員会を組織し、準備や運営に当たっている。	300	300	0	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	300
10	生活環境課	高等学校生徒通学航路費補助金	離島に住所を有する生徒又はその生徒の保護者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	離島から高等学校に通学する生徒の通学に要する経費の負担軽減を図る。	通学のため必要とする定期乗船券の購入費用に一定の率(2分の1または、3分の2)を乗じて得た額を補助	558	479	392	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	404
11	生活環境課	丸亀離島振興協議会補助金	丸亀離島振興協議会	イ 市民等が主体的・自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	離島住民相互間の緊密な連絡提携と協力により離島の振興を促進し、あわせて島民の生活・福祉の向上を図る。	団体の予算に基づき欠損見込額を補助。概算払を通じて年度末に精算	0	0	0	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	50
12	生活環境課	離島航路運営費補助金	本島汽船(株)・備讃フェリー(株)・六口丸海運(有)	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	離島航路事業者に対し、予算の範囲内において、離島航路運営費補助金を交付することにより、離島航路の維持を図り、もって離島地域の振興及び離島住民の生活の安定・向上に資することを目的とする。	(本島汽船(株)、備讃フェリー(株)) 確定実績欠損額から国庫補助額を差し引いた額の2分の1に相当する額を補助 (六口丸海運(有)) 確定実績欠損額に相当する金額の範囲内で市長が定める額を補助	57,896	69,503	68,888	(1)継続するもの	エ 行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を代替又は補完して実施している事業等	69,000
13	生活環境課	使用済自動車等海上輸送費補助金	使用済自動車の海上輸送のための船舶運賃及び荷役費用を負担した者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H18	離島における使用済自動車の適正かつ円滑な処理を促進するため。	海上輸送経費に一定の率を乗じて得た額を補助	15	6	0	(1)継続するもの	イ 国・県の補助金を財源の一部として充てる事業のうち、市の負担が義務的である事業等	20
14	生活環境課	離島住民通勤等航路費補助金	離島に住所を有する者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H27	離島住民が通勤・通院等に要する経費の負担軽減を図り、定住の促進と雇用機会の充実を図る。	補助金の額は、通勤・通院等に必要となる定期乗船券又は回数乗船券の購入費用に100分の20の割合を乗じて得た額以下とする。	1,800	1,859	2,274	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	3,000
15	生活環境課	離島移住促進事業費補助金	離島の空き家を移住者用の賃貸住宅又は体験住宅にリフォームする者	イ 市民等が主体的・自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	イ 短期的なもの	H27	離島への移住促進と空き家の有効活用を図る。	補助金の額は、補助対象となるリフォーム経費に10分の9の割合を乗じて得た額とし、200万円を上限とする。	4,538	6,841	7,631	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	8,000
16	生活環境課	元気な島づくり団体支援事業費補助金	市民活動団体等	イ 市民等が主体的・自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	R1	離島の移住・定住、交流人口の増加に向けて、NPOまたは、ボランティア団体、各種協議会等が取り組む事業に要する経費の一部を補助することにより、島の資源を生かした魅力ある地域づくりの促進を図る。	1件につき、100千円を上限とする	-	396	313	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	500

補助金チェックシート 市民生活部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		R3年度要求額(千円)
									H30	R1	R2	説明		
17	生活環境課	コミュニティ協議会連合会補助金	市コミュニティ協議会連合会	イ 市民等が主体的に自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H27	地域住民のコミュニティ・自治会活動に際して運営協力や、市からの周知事項に関する協力や参加調整、募金活動、地域の見守り活動外地域住民の安心安全なまちづくりを目的とする活動を支援することにより、地域社会の活性化を図る。	市コミュニティ協議会連合会からの申請に基づき補助するもの。市との連携を図り、コミュニティが抱える課題について研修会などを開催するとともに、より良い地域づくりに向けた諸活動の推進に協力する。	640	640	640	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	640
18	生活環境課	共同使用墓地整備補助金	共同墓地の整備を行う当該共同使用墓地を管理する自治会や団体	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	市営墓地だけではまかないきれない現状から既存の共同墓地の管理運営に寄与するため墓地の整備に対し補助を行う。	水道引き込み事業費の10分の4	161	0	0	(1)継続するもの	エ 行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を代替又は補完して実施している事業等	200
19	生活環境課	離島火葬場運営補助金	本島火葬場運営協議会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	島しょ部の火葬場である本島火葬場の運営に対し補助することで離島の風習や利便性・公衆衛生を保つことを目的とする。	本島火葬場運営費の補助及び火葬業務1件につき3万円	350	380	350	(1)継続するもの	エ 行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を代替又は補完して実施している事業等	410
20	生活環境課	香川県食品衛生協会運営補助金	香川県食品衛生協会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	食品衛生思想の普及・啓発を行うことで、食品関係業、商店の育成並びに飲食に起因する感染症、食中毒、その他衛生上の危害の発生防止を図り、もって商業活動の活性化と公衆衛生の増進に寄与する。	食品等の衛生の向上を目的とし、公衆衛生の向上を図る。指導員等の巡回により、会員の食品衛生思想の向上を図る。営業者の食品衛生責任者研修及び、その他の衛生講習会の開催。	152	152	152	(1)継続するもの	ウ 他市町との協議等により、市の負担が決定している事業等	152
21	生活環境課	公衆浴場組合運営補助金	丸亀公衆浴場組合	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	地域住民の日常生活において、保健衛生上必要な施設である、公衆浴場について衛生施設の改善向上、経営の健全化振興等を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者の利益の擁護に資するため、自主的活動を促進し、安全・安心で福祉と心豊かな地域社会づくりに貢献することを目的とする。	(1)浴場施設の衛生管理、及び衛生水準の維持向上に資する。 (2)組合員の衛生知識や接客サービスなどの講習会に参加する。 (3)福祉入浴事業を実施する。 (4)活性化事業として、各種のイベントを実施する。	360	360	360	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	360
22	生活環境課	公衆浴場施設改善補助金	公衆衛生法の営業許可を受け、物価統制令の規定により入浴料金の価格が統制されている施設営業者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	公衆浴場の経営の安定を図り、地域住民の保健衛生の維持及び向上を図るため、公衆浴場業者が行う施設改善事業に要する経費に対して補助を行う。	施設改善事業に要する経費の2/3。(なお、事業費の1/3は、県単独補助有)	666	0	0	(3)休止又は減額するもの	オ 短期的又は中長期的な事業等であって、適切な終期又は更新時期の設定がされていないもの	0
23	生活環境課	犬猫不妊去勢手術費補助金	市内で犬猫を飼っていて、不妊去勢手術を受けた市民	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	犬猫と共存する社会づくりを目指し、飼い犬又は飼い猫に不妊去勢手術を行うことにより、不必要な繁殖を防止し、動物の愛護及び管理について意識の高揚を図るため、手術費用の一部を補助している。	当該年度1世帯につき犬又は猫のいずれか1頭 犬 1頭につき3,000円 猫 1頭につき3,000円	1,650	1,938	1,995	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	1,950

補助金チェックシート 市民生活部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目	R3年度要求額(千円)	
									H30	R1	R2			説明
24	生活環境課	再生可能エネルギー導入事業費補助金	市民	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	再生可能エネルギーの利用を促進させるとともに、市民の環境保全意識の高揚を図り、もって地球温暖化防止に寄与するため、設置費用の一部を補助する。	・住宅で消費した後の余剰電力の販売のみを行う太陽光発電システムを自ら居住する市内の住宅に設置する場合、2万円に太陽電池の最大出力値を乗じて得た額を補助。(上限10万円) ・住宅用太陽熱利用システムを自ら居住している市内の住宅に設置する場合、設置費用の1/10(上限)を補助。自然循環型3万円、強制循環型10万円) ・住宅用蓄電システムを発電システムに併設、又は付設する場合(一律8万円)	15,552	13,523	17,987	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	19,160
25	生活環境課	地域猫活動支援事業補助金	地域猫活動に取り組む地域	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H28	地域猫活動に取り組む地域を支援し、飼い主のいない猫(以下「野良猫」という。)の適正な管理を推進することにより、人と動物との調和のとれた共生社会を実現することを目的とする。	上限額は1地域につき200千円 ・地域猫活動に必要な野良猫の不妊去勢手術費150千円 ・地域猫活動に必要な消耗品購入費50千円	0	0	0	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	200
26	生涯学習課	丸亀中央生涯学習クラブ協議会補助金	丸亀市中央生涯学習クラブ協議会	イ 市民等が主体的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	各クラブの生涯学習推進と、相互の親睦・交流を通して、意義深いクラブ活動の促進を図る。さらに、その成果を通じて地域社会の振興と社会福祉の増進に寄与する。	生涯学習まつりの事業補助。この事業では、協議会役員が中心となり事業の準備、運営にあたっている。	180	180	0	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	180
27	生涯学習課	婦人団体連絡協議会育成補助金	丸亀市婦人団体連絡協議会	イ 市民等が主体的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	市内の単位婦人会相互の緊密な連絡調整ならびに親睦をはかり、その活動の伸展を助け合い、リーダー研修、人権研修を行うことにより、婦人団体の活動を充実させる。	団体が行っている各種事業等の活動補助	960	960	960	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	870
28	生涯学習課		丸亀市子ども会育成連絡協議会				市内の子ども会育成連絡協議会の相互の和、及び連携を図り、子ども会活動を拡充し、子どもの健全育成に寄与することを目的とする。		3,484	3,484	3,937	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	3,937
29	生涯学習課	少年団体育成補助金	ボーイスカウト(2団体)	イ 市民等が主体的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	会員相互が協力し、団体の発展と育成をはかることで、市内の子ども達の健全育成に寄与する。	団体が行っている各種事業等の活動補助	44	44	44	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	44
30	生涯学習課		ガールスカウト(1団体)						22	22	22	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	44

補助金チェックシート 市民生活部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		R3年度要求額(千円)
									H30	R1	R2	説明		
31	生涯学習課	青年団体連絡協議会育成補助金	丸亀市青年団体連絡協議会	イ 市民等が主体的に自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	活動の充実発展および、市内の青年団体の連絡と協調を図る。	団体がを行っている各種事業等の活動補助	113	101	113	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	113
32	生涯学習課	丸亀市・七尾市少年団体会歓研修会補助金	丸亀市子ども会育成連絡協議会	イ 市民等が主体的に自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	市内の少年団体の活動に参加する少年少女が親善都市七尾市と、地域を越えて友情・交歓を深める中から少年リーダーとしての意識、資質の向上を図る。	七尾市・丸亀市少年団体会歓研修会の事業補助。市内の少年団体に所属する指導者が引率し、受入・派遣を毎年交互に実施している。	600	700	0	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	750
33	生涯学習課	丸亀市・京極町交歓研修会補助金	丸亀市子ども会育成連絡協議会	イ 市民等が主体的に自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	市内の子ども会活動に参加する少年少女が親子都市京極町と、地域を越えて友情・交歓を深める中から少年リーダーとしての意識、資質の向上を図る。	丸亀市・京極町交歓研修会の事業補助。市内の子ども会に所属する指導者が引率し、受入・派遣を毎年交互に実施している。	1,588	348	0	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	1,850
34	生涯学習課	市民活動ステップアップ補助金	市民活動団体等	イ 市民等が主体的に自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H20	新たな市民活動の展開や、活動の幅を広げる事業の展開などに要する経費の一部を補助することにより、市民の公益の増進に資する多彩な活動の展開、活性化を図り、個性豊かで活力あふれるまちづくりを実現することを目的とする。	新たな市民活動や、その活動の幅を広げる活動などを実施するため直接必要な経費の一部について、5万円を上限に補助する。	400	400	400	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	400
35	生涯学習課(図書館)	子どもの本を読むお母さんの会運営補助金	子どもの本を読むお母さんの会	イ 市民等が主体的に自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	読書講演会の開催、図書館行事、ブックスタート支援等、協働で読書活動を推進し、子どもが人生をより深く生きる力を身に付け、心豊かに成長できるよう支援する。	団体がを行っている講演会・各種事業等の活動補助	20	20	20	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	20
36	生涯学習課(図書館)	図書館うさぎ運営補助金	図書館うさぎ	イ 市民等が主体的に自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	子どもたちに、読み聞かせやパネルシアターを行うことで、本の楽しさや読書への興味を高め、子どもたちと本の架け橋になるべく活動し、もって子どもたちの健やかな成長を促す。	団体が持っている講演会・各種事業等の活動補助	20	20	20	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	20
37	スポーツ推進課	スポーツ推進委員連絡協議会補助金(～H23体育指導委員連絡協議会補助金)	丸亀市スポーツ推進委員連絡協議会	イ 市民等が主体的に自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	本市のスポーツ振興のため、住民に対し、スポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導、助言を行うスポーツ推進委員の活動が活性化することで、スポーツ人口が拡大し、健康増進が図られ、地域の活性化、ひいては医療費等の抑制につながる事が期待できる。	スポーツ推進委員主催行事の開催に伴う、企画・準備・運営を行う。また、スポーツ推進委員の資質向上のため、市、県、四国、全国研修会への参加補助を行う。	450	500	500	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	500

補助金チェックシート 市民生活部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目	R3年度要求額(千円)	
									H30	R1	R2			説明
38	スポーツ推進課	香川丸亀国際ハーフマラソン大会補助金	香川丸亀国際ハーフマラソン大会組織委員会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	全国からも注目される香川県を代表する冬の一大スポーツイベントと位置づけられ、記録を狙うトップランナーから、レースを楽しむ市民ランナーまで、参加者がそれぞれの目標を持って参加し、より多くの市民に走ることの喜び等を実感していただき、市民の健康づくりの推進、スポーツの振興を図るとともに、全国各地に丸亀市をアピールすることを目的とする。	香川丸亀国際ハーフマラソン大会開催に必要な総合企画、準備、運営を行う。それに伴い必要な資金等の調達、運用、広報活動及び報道を行う。また、関係競技団体、地方関係機関、団体との連絡調整をし、相互協力を行う。	10,000	10,000	3,800	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	10,000
39	スポーツ推進課	丸亀武道の祭典補助金	丸亀市武道の祭典実行委員会	イ 市民等が主体的に自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H23	武道関係者が一堂に会し日頃の成果を発揮することで、種目間の交流と親睦を深めるとともに、市民の武道への関心を高め、競技普及の契機とする。	令和2年度は、コロナ禍のため、武道の魅力を発信するため、居合道・少林寺拳法・剣道・柔道・弓道の「種目別動画」等を製作し、体協HPで配信する。	95	0	95	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	95
40	スポーツ推進課	体育協会育成補助金	(公財)丸亀市体育協会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	市民の幅広い生涯スポーツの推進と競技力の向上を目指し、スポーツの普及奨励とスポーツ団体を育成推進する組織基盤の整備と総合的なスポーツ推進を実施できる体制づくりを目的とする。	体育協会支部とその加盟団体に対して、団体育成のための指導や援助を行う。また、各種団体の行うスポーツ大会に援助して、健康・体力づくりの育成促進を図る。	5,650	5,650	5,650	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	5,650
41	スポーツ推進課	体育協会運営補助金(～H24体育協会事業補助金)	(公財)丸亀市体育協会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H21	市民の幅広い生涯スポーツの推進と競技力の向上を目指し、総合的なスポーツ推進を実施するための基盤となる組織体制の整備を目的とする。	行事の開催が円滑に行えるよう、市内体育施設のほぼ全てを一括管理し、スポーツ振興を推進するための各種事業を行っている。	20,500	20,500	20,500	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	28,900
42	スポーツ推進課	「津島寿一」体育協会事業補助金	(公財)丸亀市体育協会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	丸亀市の文化・スポーツにゆかりの深い(故)津島寿一先生の功績を称え、その遺志でもある「地域スポーツ文化の普及・振興」を継承・発展させ、市民の幅広い生涯スポーツの推進と競技力の向上を目指す。	健康スポーツ教室、健康づくり事業の周知・報告活動を行う。	800	800	800	(1)継続するもの	エ 行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を代替又は補完して実施している事業等	800
43	クリーン課	丸亀市資源リサイクル事業推進協議会協力金	丸亀市資源リサイクル事業推進協議会	イ 市民等が主体的に自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H21	市が推進する資源リサイクル事業の実施団体を組織化するとともに、事業の効率的運用と推進を図ることを目的とする。	還元金及び運営費	50,116	43,163	35,239	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	40,000

補助金チェックシート 市民生活部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的 区分	補助期間 区分	開始 年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目 説明	R3年度 要求額 (千円)	
									H30	R1	R2			
44	クリーン課	生ごみ処理容器等設置補助金	市内に住所を有する者	イ 市民等が主体的に自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	家庭から排出される調理残等有機性ごみの自家処理を促進し、ごみの減量化を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみ処理機(電気式) 本体購入価格の1/2で2万円を上限 ・生ごみ処理容器(コンポスト) 本体購入価格の1/2で3千円を上限 ・ダンボールコンポスト 購入価格のうち1千円を上限 	435	446	1,000	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	1,650